

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

◇告示

- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区の役員の変更及び就任
- 生活保護法の規定による医療機関の指定
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
- 結核予防法の規定による医療機関の指定
- 基準看護施設の承認
- 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退
- 牛の肝てつ検査及び駆除並びにふそ病検査の実施
- 肥料の登録
- 建設業者の登録

◇正誤

昭和三十六年四月三十日付け鳥取県条例第十七号中訂正

告示

鳥取県告示第二百七十七号

昭和三十四年八月二十五日付けで倉吉市大立池田邦雄ほか十四人の者から申請のあつた大立土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年五月十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、泊村石脇土地改良区の定款変更を昭和三十六年五月十一日認可した。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

栄第一土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 村岡 信幸 東伯郡大栄町東高尾
村岡 重夫

村岡 操

村岡 清

池本 良信

村岡 寿春

村岡 稔

徳岡 貞雄

就任した役員の名及び住所

理事 村岡 信幸 東伯郡大栄町東高尾

村岡 操

池本 良信

村岡 清

村岡 清見

村岡 一雄

村岡 稔

徳岡 貞雄

昭和三十六年三月三十一日通常総会において選挙の結果
果当選し四月七日就任、任期二年。

勝谷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木
高田 善藏
高田 安丈
石田 音松
佐々木清一
徳岡 嘉一
谷口 武夫
木下 秀男
清水 万吉
清水俊太郎
谷口 勝次
山下 竜治
井上 泰
飯田 長三
徳岡 米治
高木菊太郎

乙亥正

岡木

中園

岡木

飯田 茂

中園

昭和三十六年四月八日通常総会において総選挙の結果
当選し四月十五日就任、任期二年。

宝木村水尻土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 川田 良一 気高郡気高町大字奥沢見
山本 国治
梅原 静雄
松本 寿美
中本掣太郎
玉置賢次郎
玉置賢次郎
橋本 龜市
森本 義政

就任した役員の名及び住所

理事 川田 良一 気高郡気高町大字奥沢見

河口 重光

玉置賢次郎

川田 正
 谷口 勝義
 森本 義政
 監事 橋本 亀市
 山本 国治
 昭和三十六年四月九日通常総会において総選挙の結果
 当選し四月十日就任、任期二年。
 東郷湖周辺土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 河本 房治 東伯郡東郷町大字中興寺

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
 昭和三十六年 耳鼻咽喉科 小田医院 鳥取市敷片原町一九の七 耳鼻咽喉科、小児科 小田 大吉
 四月二十日 小児科 気高郡鹿野町大字鷺峯 内科、小児科 脇坂 嘉祐
 三月二十一日 小鷺河診療所

鳥取県告示第二百八十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年五月十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗
 名 称 所在地 診療科名 廃止年月日
 鹿野町国民健康保険小鷺河診療所 気高郡鹿野町鷺峯 内科、外科 昭和三十六年三月二十日

鳥取県告示第二百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 指定年月日 所在地 名称
 昭和三十六年四月二十八日 気高郡気高町大字勝見六六〇番地の二 気高町国民健康保険浜村診療所

鳥取県告示第二百八十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	承認番号	承認対象	承認年月日	採点数表用
	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭	(看) 第一五号 (二) 三	一般病棟 二棟 九八床 結核病棟 一棟 五〇床	三六、五、一	甲表

鳥取県告示第二百八十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十六日

辞退年月日	鳥取県知事	石 破 二 朗
昭和三十六年四月二十七日	名 称	所 在 地
	氣高町国民健康保険浜村診療所	氣高郡氣高町大字勝見六九〇番地一七

鳥取県告示第二百八十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除並びにふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及びみつばちの所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ及びふそ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ検査及び駆除
牛。ただし、生後三ヶ月以内及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
肝てつ検査……皮内注射反応法又は虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
ふそ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査

別表

一 肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十三日	西伯郡大山町	大山検診所
〳 二十四日		

〳 二十五日	〳	〳
〳 二十六日	〳	〳
〳 二十九日	〳	〳
〳 三十日	〳	〳
二 ふそ病検査		
実施期日	実施区域	実施場所
五月二十二日	日野郡溝口町	金屋谷、谷川、二部各養ほう場
〳	日野町	下本郷養ほう場

鳥取県告示第二百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量(パーセント)

生産業者の住所氏名

鳥取県第三二九号

鹿野複合水稻一号

窒素全量

八・七・〇・〇・〇・〇

気高郡鹿野町大字鹿野一、三九八

りん酸全量

〇・〇・〇・〇・〇・〇

鹿野農業協同組合

りん酸全量

〇・〇・〇・〇・〇・〇

組合長理事 安富、善顕

加里全量

三・三・三・〇・二・五

第三三〇号

水稻二号

窒素全量

八・八・〇・〇・〇・〇

りん酸全量

一・一・一・一・一・一

りん酸全量

一・一・一・一・一・一

加里全量

九・九・四・一・一・一

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録(一) 第二五六号

昭三六、三、三〇

小川建設

八頭郡船岡町大字上野二二

小川 市蔵

土木工事

鳥取県告示第二百八十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録(有) 昭三六、(有) 第七四四号

五、一一

(有) 青砥綜合建設

西伯郡西伯町大字落合三〇〇

青砥仁一郎

建築工事

第七四五号

〃

中原工務店

日野郡日野町下榎四二

中原 楨義

土木工事

第七四六号

〃

岡組

鳥取市江崎町八五

岡 近治郎

建築工事

正 誤

昭和三十六年四月三十日付け鳥取県条例第十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

1 頁
上 段
2 終りから 行

「料理飲食等消費税」に、

「料理飲食等消費税」に、
「料理飲食等消費税」に、
「料理飲食等消費税」に、

正

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
（定価） 一部月極 二〇円（送料共） 所 県